

奈良県告示第五百十九号

昭和六十年三月奈良県告示第八百十九号（奈良県畜産技術センター及び奈良県家畜保健衛生所手数料条例第三条ただし書に規定する初診料の額）の一部を次のように改正し、平成三十一年十月一日から施行する。

平成三十一年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

「一、〇二〇円」を「一、〇三〇円」に改める。